

議案第 83 号

小金井市災害対策本部条例の一部を改正する条例

小金井市災害対策本部条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 11 月 29 日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市災害対策本部条例の一部を改正する条例

小金井市災害対策本部条例（昭和 3 8 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号資料

小金井市災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条の 2 第 8 項</u>の規定に基づき、小金井市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条第 7 項</u>の規定に基づき、小金井市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>